

市民自らの政策を持とう！
第7回個人演説会

演説8

個人演説1～7・討論について
の中間的総括と考察

河井弘志（市民自らの政策を持とう会 世話人）

日時 2013年9月28日（土）13/45-17:00

場所 岩国市福祉会館

参加者 12名

演説と自由討論の記録の全文は、次のブログに
掲載されます。

<http://blog.goo.ne.jp/simin1340seisaku>



1. はじめに

今年3月16日、「市民自らの政策を持とう！ 個人演説会」と銘打って、この福祉会館で市民の演説会をはじめ、すでに半年を経過しました。たいへん学ぶことの多い、意義深い演説会になったと思います。みなさんが積極的に参加して演壇にあがり、さらに自由討論で本音での意見交換をしてくださったことの成果です。

しかし、みんな手探りでやってきたことなので、これから期待される方向へ展開するかどうか、まだわかりません。ここらで一度整理してみることも必要でしょう。そこで、半年間の演説会と自由討論に示された意見を整理し、私見を加えながら、これから「市民の政策」を出すための資料提供をしたいと思います。

政治のことが全くわからない私が、この

会の中間総括をするというのは、出過ぎたことですが、本会は「専門家でない普通の市民が政策を考える会」として活動していますので、お許しいただきたいと思います。また、これまでの演説と自由討論の読みなおしで精一杯で、関連文献に目を通すことができませんでした。ご了承ください。

2. 自己紹介

私は2つの大学図書館で勤務したあとで、司書の資格を与えるために図書館学を教えることになり、22年間、大学で教鞭をとりました。2002年に定年退職して郷里大島郡に戻ると、2005年、厚木基地の艦載機59機を岩国基地に移転するという政府案が示され、岩国市議会、周防大島町議会が移転反対の決議を採択するという事態になりました。

私は1970年代に厚木米軍基地のある大和市に住みました。わが家は、基地滑走路の北側（おおむね離陸方向）の飛行コースの真下、滑走路から1000メートルの上草柳にありました。ここに住んだ5年間、基地爆音の災害で痛めつけられ、十二指腸潰瘍になって、とうとう茨城県に転居しました。だから、厚木基地の艦載機59機が岩国基地へ移転してくる、滑走路は1000メートル沖合へ移設されて、日前のわが家にさらに近くなると知ったとき、いたたまれない気持ちになり、老人クラブの会報に「大事な大島を守るために、老人クラブ連合会が計画中止を求める署名運動をおこしてくれないでしょうか」と書きました。しかし結局自分が署名運動をおこすことになり、これまでしたことのない署名運動をはじめました。

今も毎日、私の書斎の真上を米軍ジェット機が爆音たてて飛行しており、大和市から艦載機59機が来る時が近づいていることを告げています。太平洋戦争中でも、こんなに数多くの軍用機が大島の上を飛んだ記憶はありません。オスプレイが轟音をたてて屋根の上を飛んだこともあります。だから私の発言の底には常に「艦載機59機移駐」という通奏低音が流れています。このことをご了承ください。

3. 市民からの政策づくりへの道

どの政権も、どの政党も、現在の日本に大きな展開、方向転換をもたらすことはできない、という状況に陥ってしまいました。私たちは、呆然と手をこまねいて、誰か偉い人が現れて日本を救ってくれるのを待っているような状態にあるように見えます。しかし日本を救ってくれるような優れた政策を示してくれそうな人物は、現在の日本の政治家にはみあたりません。政治家に期待できないとすれば、市民がしっかり目を

見開いて、自分で次の日本の方向を探すしかありません。

「政策」(policy)とはなにか。policyは、政治のほかに、企業体や団体でも使われる概念です。販売のポリシーとか、組織運営のポリシーとか。日本語で「政策」というときはpublic policyを意味し、「一定の意図を実現するために用意される行動案もしくは行動方針を広く政策という」などと定義されています(wikipedia)。究極的には「政治的理念を実現するための具体的な構想」といえるでしょう。

さまざまの領域における政策は、理念をめざして組織だてられなければなりません。現実には、政党や団体がそれぞれ政策をもち、複数の政策が相互に働きあい、譲歩しあって、最終的には当初の理念からかなり遊離した、妥協の産物としての「政策」が形成されることも少なくありません。

井原さんは「理念と政策を基準に行動することが、民主主義、民意を考えるうえで鍵になる」といいます。「政策」は特定の目的を実現するための具体的な「計画」であるだけでなく、政治の理念につながる行動の「方針」でなければなりません。どこかで「理念」につながっていない「政策」は本来の「政策」とはいえません。

政策は、実現されるべき方針ですから、実現にいたるまでの道筋も示すものでなければなりません。政策実現のための具体的な手順が明記されず、実行されないで終わった民主党のマニフェストの中には、様々な原因があって実行されないで終わったものが多々ありましたが、「政策実現のための財源をどこから持ってくるか」という手順の他には、政策実現のための具体的な手順が十分に明記されていませんでした。その実現のための具体的な手段が明記されていない政策は、日本を変えていく政策にはなりません。

4. 戦争体験と戦争放棄

「尖閣諸島」問題との関係で、在日米軍は中国からの侵略を阻止するための「抑止力」になる、といわれます。これは相手を威圧し、それによって「平和」を維持しようという考えかたです。「平和」はかならずしも常に平和的手段によって実現されるものではありません。冷戦時代の「平和」は巨大な軍事力の対抗によって維持されました。「平和」は「戦争」の対立概念ではないかもしれません。

藤村さんや岡田さんは個人演説において、「戦争」によって「平和」が実現されることは絶対がないということを、戦争の体験を持たない世代に向けて語りました。「このような戦争体験は二度としてはいけない」、戦争につながるものはすべて自から放棄しなければならない、という強い意思の表現でありました。してみると、「戦争」の対極にあるものは、軍事力によって守られる「平和」ではなく、「戦争放棄」でなければなりません。「国際紛争を解決する手段としての戦争」に役立つ「軍事力」をすべて放棄することによって、真の「平和」が達成されると考えるのです。「日本国憲法」に示された「戦争放棄」の理念は、戦争体験を持つ人たちの手で書きこまれたものです。みずから戦争を体験し、原爆を体験した人へのみ、「戦争放棄」の強い意思を貫き、訴えることができるのです。彼らの求める「平和」は、自衛のための戦力や、在日米軍のもつ「抑止力」で維持される「平和」ではありません。

私たちは、みずから戦争を体験した最後の世代です。もっとも残酷な戦争体験は原爆であり、戦線で命を失った兵士たちの運命であり、沖縄の地上戦、東京大空襲、岩国の8月14日の空襲(津川)でした。原爆被害者は「私の認識の出発は、私が被爆者であるということだ」(稲生)といい、被爆

体験のうえに「私は原爆は反対」「戦争はどうあってもやってはならぬ」という強い意思表示をしました(津田)。

「海ゆかば」をうたいながら海中に沈んだ若い通信兵達の、あとにもどせない戦争体験の話の最後の章には「二度と戦争してはいけない」という見出しがつけられました(岡田)。「赤紙」、つまり「天皇陛下の命令である召集令状」を発送する仕事に従事して、発送名簿の兄の名を抹消出来なかった人は、終戦になって「あの苛酷な戦争は未来永劫することはない」ことを喜び、新憲法の「第9条 戦争の放棄」に希望を見出しました(藤村)。かれらの戦争体験は、「軍事力によって守られるような平和」ではなく、必ず「戦争放棄」でなければならぬことを教えてくれます。「沖縄の惨状を見よ。これが、戦争の結末だ。美しい戦争というものはありません。これがすべて戦争の結論だ」(ひめゆりの塔, p.145)。

他人を殺すことによって自分の生命を維持するために行われる戦争は、人間としてもっとも悲しむべき低劣なレベルの行動であり、いかに美化しても、ホロコースト、原爆、住民虐殺などは、人間でなければやれない共食い現象であります。戦争体験者は、二度とこのような愚かな体験をくりかえしてはならない、という決意に私たちを導きます。

しかしこれらの戦争体験は、近年の社会、政治の流れのなかで、次第に後ろにしりぞき、忘れ去られていくように見えます。「戦争経験者が少なくなった」ことを心配する人もいました(岩田)。平和を希求するには、武器を持たないことが先決ですが、軍備をもつことによって、戦争を「抑止」という発言が、政治家や評論家の口からごく自然にでてくまう。彼らは在日米軍は日本の平和を守るための欠くべからざる「抑止力」といいます。しかし現実には、「抑止力」

を持つことによって、かえって不必要な戦闘が誘発されるという現象が、世界のいたるところで見受けられます。

アメリカ社会は「銃をもって自らを守る権利を主張するばかりに、銃を捨ててより安心な社会を作るといふところまでいっていない。でも私たちは、銃を捨てて、銃によって殺されるという危険性がアメリカよりはるかに少ない（日本の）社会を作りあげてきている」といいます（井原）。アメリカは、中東の治安を守るという名目で、すぐさまシリアに軍事的圧力をかけようとするが、日本は憲法に「戦争放棄」を掲げているので、武力とは別の方法で働きかけなければなりません。「銃のない社会」と憲法上「軍事力のない国」が、いま現実に日本の平和を維持している、そのことに私たちは自信と誇りをもつべきであります。

現在の政治家の大部分は、自分自身の戦争体験を持たないから、「二度と戦争をすることはできない」という強い意志を持つことができません。第9条を改訂して自衛隊を国防軍にしようとする政治家を支持する人が増加する傾向にあるようです。彼らは、第96条を改訂して、過半数の議席で憲法第9条を改訂しようと考えますが、過半数を取った政党が自由に憲法を改訂できるようになれば、憲法は政治理念としての統率力を失い、日本の政治は羅針盤を失った船のように漂流することになるでしょう。

戦争のアンチテーゼとして生み出された日本国憲法と第9条が、戦争を知らない世代によって変えられることがあってはなりません。「戦争放棄」の基本原則を守るために、私たちは何をしなければならぬのか。機会あるごとにこの原則をくりかえすことはその第一歩です。しかしそれと同時に、軍事力に訴えたいくなるような国際情勢が発生したとき、軍事力以外の方法で、国際紛争や国際緊張を解消するための、ありとあ

らゆる方法を探索し、実践していくことが必要です。そのためにはハイレベルの外交交渉が特に必要です。

国際紛争を最後まで平和的に解決するという外交の基本を再確認し、緊張関係にある相手国と根気強く外交交渉をするとともに、相手国と対等に協議する外交力のある政治家や外交官を発掘し、育成していかなければなりません。軍事力よりも強い外交力が存在することを実証してみせることにより、「戦争放棄」の理念が空論でないことを国民に自覚させることができるのではないのでしょうか。

5. 民主主義について

井原勝介さんは、最初に岩国市長に就任したとき、市議会で「岩国を民主主義のモデルにしたい」と述べたといっています。ところで「民主主義」とは一体どのような原理、理念でしょうか。

Democracy はギリシャ語の *demos*（民衆）と *kratos*（力、統治）からくる合成概念だといわれています。ギリシャのアテネでは、男性市民全員があつまる民会で政治問題を討論し、投票によって決定し、執行しました。しかし時代が下ると、民会は理性と良識を失った民衆の群衆心理に振り回され、ついに「衆愚政治」におちいりました。現代の日本の「民主主義」は、マスコミにふりまわされる「衆愚政治」の要素をもっている、といわれます（稲生）。「戦時中私たちは愚民にされていた」「みんなが賢くならなければ」という警告もあります（藤村）。しかしみんなが賢くなることは、簡単なことではありません。

現代人は古代人よりも理性的になったと言われますが、激増する知識のまえに、賢明に判断を下す智恵がマヒしてきたようにも見えます。世の「インテリ」といわれる人ほど、物ごとの真実が見えないのではな

いか、という疑問が出ることもあります。「賢い」ということはどういうことなのか。「愚かな民衆」には正しい「民主主義」を実現することはできないのか。私たちが「愚かな民衆」であっても、「愚かな民衆」が集まって「智恵のある判断」がくだせるような「民主主義」はないものか。もともと「民主主義」とは何であるか、あらためて定義しなおす必要があるかもしれません。

民意

私たちは、「民意」は権力や金力にふりまわされる、毅然と立つ民意というものはなかなか形成されない、という現実を見てきました。

これにたいして井原さんは、米軍再編について「本物の民意はかわっていない」「艦載機部隊が来ることについては反対だ、という声は変わっていない」と考え、「本来の民意が活かされるようにしなければならない」といいます。民意が金でねじまげられたようにみえますが、「オスプレイや艦載機がやってきたら、本来の民意がよみがえってくるのではないか」ともいわれます。

一方、大川さんは「民意というのはきわめて危ういものと思わされる」といい、重岡さんも「民意は揺れ動いて、さだまっていない」といいます。艦載機移駐が告げられたとき、多くの岩国市民が反対したが、滑走路の沖合移設で由宇町民は「もう艦載機がうるさいといわなくてもいいよ」と言うようになった、ところが戦闘機爆音がはげしくなると、「またがんばってくれ」というようになった、「民意は翻弄されている」、というのです。いずれも「民意はかわるものだ」という認識です。これは節操なくかわる民意にたいする不信感ともいえますが、民意というのはそういうものだ、という本質論ともいえるでしょう。それでは、民主主義は、どの時点の「民意」によって政策を決定するのか。

また「民意」は市民の住んでいる場所によって違います。基地の影響の少ない地域の人には基地周辺住民の苦しみがわからないから「政策によって直接の影響を受ける人たちの思いを重視すべきだ」、「決して少数の意見を葬り去ってはいけない」と言い、「一人でも不当に犠牲にならないように、多くの人たちが配慮していくことが民主主義だ」とも言われます（井原）。上関の原発問題については、上関町民の意見だけでなく、原発によって影響を受ける周辺自治体の意見も傾聴し、山口県全体で考えるべきであるといえます（井原）。いったい、政策決定にたいして発言権をもつのはどの地域の住民の「民意」なのか。

選挙

選挙は政策によって人を選ぶべきだといわれますが、現実の選挙では、政策を明言しない人のほうが多くの票を得ることがあります。井原さんは「政治家の方からきちんと政策を示していったら、市民も県民も答えてくれる」と言い「いい政治家を作る」ことが必要といえます。しかし政策でなく、金や顔や血縁・地縁関係、事業関係などが最大の力となる傾向は常にあります。投票の基準は人であって、具体的な政策ではないのです。「原発は反対」といいながら、選挙のときは原発推進派の人に票をいれる人が少なくないのです（藤村）。

大島郡では、県会議員が16年間無投票で選出されてきました。民主主義の原理からして、許されないことですが、対立候補が出てこないという問題があります（小原）。健全な選挙とするためには、まず人材の育成からはじめなければなりません。

選挙は「政策や理念よりも人物を選ぶ」民主主義ですが、岩国市の住民投票は、人ではなく、艦載機移駐の是非という具体的な政策に限定して「民意」を聞く民主主義でした。その意味では、人物を選ぶ選挙の

民主主義には大きな限界があります。

直接民主主義

近年、議会制民主主義の疑問点がみえてきて、民主主義の源初の形である直接民主主義が再評価されはじめました。何段階かの議会をとおして民意が伝えられる間接民主主義でなく、住民が直接に為政者に意思をつたえ、直接に為政者と協議すれば、中間に介入する有力者や財界、団体の意思にゆがめられることはなくなります。しかし巨大社会で直接民主主義を実行するのは困難です。どうしたら現代の直接民主主義を実行できるのか。

インターネットなどの方法で、直接民主主義的な手法もとりいれやすくなりました。すでにドイツや日本の「緑の党」のように、インターネットを活用する政党も出てきました（井原）。

しかしインターネットにはアソビの要素が加味されるから、あまり信頼できない、とくにインターネット世代は、まだネットで政治を真剣に考えるほど成長しておらず、安易な情報・意見交換によって「民意」が「暴走」するおそれもあります（河井）。

これにたいして、井原さんが市長選挙にさいして市民と対話して歩いたのは、ギリシャの直接民主主義に近い、理想的な直接民主主義です（河井）。為政者が市民に政策を述べるだけでなく、市民と為政者が直接に対話することによって、両者の知恵が活性化するから、ここに本当の民主主義があるといえるでしょう。ただ現代社会には、それを妨げる要因も多く、公職選挙法への配慮も欠かせないから、慎重に研究する必要があります。

国民投票・住民投票

井原さんは岩国市の住民投票の経験から、原発、エネルギー、憲法などについては「国民投票、住民投票というのをもっと普通にやられるようにすべきだ」といいます。国

民投票することになったら、「ものすごい議論がおこり、政治の意識が高まる」から、国民が軽率な判断を下す事態は避けられるのではないかと考えます。しかし、憲法改正のような大問題をぶつけて、自然発生的におこる議論が、国民を正しい判断に導くことができるかどうか、それは未知数です。安保条約をどうするかとの決定について軽々に国民投票に訴えるには、なお抵抗感があるという意見もあります（井原すがこ）。

国民投票を前向きに考える人は、国民投票は国家権力が国民の意思を振り回すのを防止する最高の手段だといいます。たとえば憲法改正や軍備、領土問題について、総力をあげて論議するだろうから、ふだんは関心をもたない人たちも論議に参加し、何が正しいのかを考えなおすだろう、と期待するのです。しかし「現在の風潮では、財力をもった側から、憲法改正を支持するキャンペーンがものすごく出てくる」（平岡）、「国民はどこかへ誘導されてしまうだろう」と、論議の正常な展開に疑問をもつ人もいます。

岩国市は住民投票という直接民主主義を実行しました。この経験は非常に貴重であり、日本の民主主義の歴史に新しい時代区分を与えるものとなりました。自民党政権に疑義を呈して、政権交代が実現したことには、岩国の住民投票の影響もあつたと言っても過言ではないでしょう。

国民投票、住民投票をもっと普通にやられるようにすべきだという意見と、慎重にすべきだという意見があります。慎重論としては、1930年代のドイツで「民意の暴走」を利用してナチスが政権をとった経験から、「基本法」では「大統領の直接選挙や国民投票などの直接民主主義的制度の要素が除かれた」という例もあります（朝日 2013.8.22）。たしかにヒトラーが数万人の群衆を前に演説して、群衆を熱狂させた「直接民

民主主義」は、危険な政治でした。テレビ視聴者がタレント型の指導者にふりまわされがちな日本の現実とくらべても、要注意です。インターネットに誘導されやすい世代のことも忘れてはなりません。

しかし、首長や政治家と市民が直接に向かい合って、意見交換をするという、古典的な直接民主主義を忠実に行えば、「維新の会」のようなファナティックな扇動にあおられて「民意」が暴走するのを防ぐこともできるでしょう。政治家と国民の間に対話にもとづく信頼関係ができれば、「民意」が思慮のない風潮に流される事態も防げるのではないのでしょうか。

憲法 96 条を改訂して、憲法改正をやりやすくしようとする政治勢力があります。政治を理念によって導こうとする「日本国憲法」を、過半数の支持で簡単に改訂できるようにするのは、民主主義の自殺行為です。「憲法 96 条は国家権力の暴走を防止するための歯止めになっている」（小原）。この歯止めをとりはずしたら、日本はふたたび自滅の道を通ることになるでしょう。それだけに、民主党政権が、国民の幅広い期待をうけながら、憲法を守りぬく力になれないまま瓦解したのは、現代日本の民主主義の悲劇でした。

国民投票や住民投票に、常に冷静な国民の意思が表明されるとはかぎりません。かならずいろんな角度から烈しい宣伝がおこなわれ、さまざまの利害関係がいきりまじって、国民の判断は攪乱されるでしょう。国民が良識をもって冷静に判断できる国民投票とするためには、必ず投票まえに 2-3 年の討論期間をあたえ、国民が良識をもって冷静に判断できる状況をととのえたいという手順を制度化することが必要である。

熟議民主主義とは何？

議会制民主主義、多数決原理の民主主義

は、少数意見を無視する民主主義です。国政のなかで少数派に属する沖縄県が、多数決制民主主義の犠牲になって、米軍基地の負担を一身に背負わされているのは、多数決原理の民主主義の致命的な欠陥であります。多数決民主主義のみで政治を運用するかぎり、沖縄県は永久に基地負担から解放されることはありません。

大川さんは、「少数者が大事にされる社会でなければならない。少数者のなかに真実があることも多い」といい、多数決原理の民主主義に警告を發しました。「米軍基地を沖縄へ」という多数決原理の民主主義にたいして、いま沖縄は毅然として反省を求めています。少数者のなかの真実を尊重する「民主主義」とは何か。このことはまだほとんど研究されていません。

「単なる投票行動に限定されない、市民の新たな政治参加の形態」といわれる民主主義論に「熟議民主主義」（*deliberative democracy*）というものがあります。

「熟議民主主義」とは「大雑把に言えば、その決定によって影響を受けるすべての人が、熟議への参加者として同意できる結果だけを正当とみなす、という理念である」。「熟議」（熟慮した議論）に参加する人は、自らの主張を、なるべく他の人が理性的に納得できるような形で提案し、参加者みんながこの提案について十分時間をかけて熟慮・協議し、答えを求めなければなりません。選挙は、個人の考えは討論などでは変えられないという前提で、「話し合い」なしに投票し、賛成と反対の票数によって正義と不正義を決める「集計型の民主主義」（*aggregative democracy* = 多数決制民主主義）ですが、熟議民主主義はそれとはまったく違う原理の民主主義です（山田陽）。

この理想的な民主主義の実現はまだ遠い先のことかもしれませんが、理念的な意義はありそうです。この原理でやれば、「国民

投票の暴走」を最小限度におさえ、一定の成果が期待できるでしょう。私たちの会の「自分の意見を述べ、他人の発言のなかの真実に耳を傾け、みんなが合意できる答えを一緒に求める」というとりくみ方も、熟議民主主義のひとつといえるかもしれません。研究の必要がありそうです。

▶▶ 6. 地方自治

1972年に沖縄の本土復帰が成り、沖縄にたいする差別がなくなったといわれていますが、2012年に沖縄県全市町村長・議員が東京日比谷公園で開催した東京集会で、翁長雄志那覇市長は「沖縄が日本に復帰しても、日本全土の0.6%の面積に、日本の米軍専用施設の74%をおしつけられ、基本的人権はふみにじられ、今回も欠陥機オスプレイを強行配備され、県民の怒りは頂点に達しております」と訴えました（『静かな空』No.36）。太平洋戦争末期、政府が本土防衛のために沖縄を見殺しにした、あの非人道的な歴史はまだ終わっていないのです。

沖縄の米軍基地について、沖縄県は基地縮小を要求し、オスプレイの駐留に反対しています。しかし政府は、国防問題は国の専管事項であるとして、沖縄県を無視し、普天間基地を辺野古に移転する計画を強行しようとし、オスプレイの普天間駐留を断行しました。この政府の意思決定は、事実上、沖縄県民を除く全国民の意思によって下されたのです。多数派自治体の意思が国の意思となり、少数派の当該沖縄県の自治体の意思が踏みにじられたのです。地方自治とは、自治体の数の力によって支配されるもののように見えます。

厚木基地の艦載機59機を岩国基地に移転する計画についても、同じ構図がみえる。外務省担当官は、厚木から岩国へ艦載機59機を移転することをアメリカに了承させたことを誇らかに語ったといわれますが、当

該自治体の岩国の意志を無視して、国の結論を押しつけるのは、地方自治を無視する政治でしょう。米軍再編問題では、常に「防衛は国の専管事項」というフレーズで国の政策が強行されています。

地方自治は、地方の行政単位が独自の判断で政治を行う権限を認める制度です。しかし地方自治体の範囲は、かならずしも現実の社会問題の影響範囲とは一致しません。たとえば、米軍基地のもたらす災害は、岩国市東部だけでなく、周防大島町、和木町、広島県西部におよびます。ここで、自治体の政策がおよぼす地理的範囲と、自治体の行政区画の範囲との間にずれが生じます。だから岩国基地の災害を防止するために、広域住民団体「瀬戸内ネット」を組織しなければならなかったのです。

原発設置については、当該自治体の住民の意思が重要な役割をはたしますが、原発事故が発生したとき、その被害を受ける範囲は、設置自治体の地理的範囲をはるかにこえます。福島第一原発の事故が影響を及ぼした半径20km内には、設置自治体大熊町、双葉町全域のほかに、富岡町、南相馬市など6市町村が含まれます。半径30kmとすればさらに広い範囲に波及し、直接間接の影響は、福島全県と周辺県に及びます。私の家のある茨城県取手市の小学校運動場で放射能が検出されたそうです。

上関原発が建設されて事故が発生した場合、周防大島町の7割以上が避難区域に指定されます。しかし原発設置の決定には、周防大島町の住民の意志は考慮されません。これは「不合理」な制度です（小原）。

自然災害の場合、影響範囲は行政単位の地方自治体の枠を越えますが、政治や行政は自治体のワクを越えて考えることが困難です。住民の側にも同様の自治体意識が存在し、岩国市周辺自治体の基地災害にたいして冷淡な岩国市民は少なくありません。

自治体の境界はしばしば政治的な力関係で設定されますが、大規模な災害は人為的境界をこえて波及します。その前提にたつて、井原前岩国市長は、上関原発の設置は山口県全県民の問題として考えるべきだといい、基地災害が大島などへ及ぶことについて大島の「皆さんにご迷惑をかけている」と語りましたが、福田現岩国市長は、基地災害に関しては各自治体で対応すべきであるとして、自らの見解は述べませんでした。地方自治とは何か。

国と地方自治体の政策が対立するとき、国は地方自治体に国の政策を強引におしつけようとしませんが、それも困難な場合、補助金制度によって、金の力で地方自治体住民の「民意」を変えようとしします。そのもっとも悪質な実例が、岩国市役所の建設のための再編交付金でした。空中給油機受け入れにたいする補助金として予定されていた35億円をストップし、厚木基地の59機の艦載機の移転をうけ入れるならば交付する、という追加条件付きの交付金にかえたのは、記憶に新しいところです。政府はこの犯罪的な約束違反を受け容れさせようとし、拒否した井原市長を退任の窮地に追い込みました。

市議会との血みどろの葛藤のあとで市長選挙となり、移転容認市長の成立となったのです。この過程は一見地方自治の形式をとっていますが、国が補助金（交付金）を約束違反して操作することによって、岩国市の自治権を自滅させた過程でした。政府の約束違反は、政権が交代した後、民主党政権が「遺憾である」と述べるに止まり、約束違反の責任が問われることはありませんでした。日本の地方自治は、国による財政操作で簡単につぶされてしまうのであり、それほど脆弱なのであります。補助金で国が地方自治体を自由自在に振り回す政治を乗り越えるにはどうしたらいいの

か。

補助金制度は、国が「地方をコントロールするツールにしてしまっている」（稲生）。国家権力は補助金によって、地方自治を骨抜きにすることができます。補助金を欲しがるのは、かならずしも経済的に極度に貧困な住民や自治体だけではありません。補助金によって潤うのはいったい誰なのか、それも見抜いて、補助金が地方自治を侵害する手段となることを防止する施策を行うことが必要です。

7. 住民運動

政治の民主主義が正しく機能しないとき、通常政治の機構とは別のルートで、住民の意思を政権に伝え、政治に軌道修正をもたらそうとします。この別のルートを「住民運動」といいます。民主主義が理想的に機能することは稀ですから、住民は常に政治の軌道修正のための住民運動をおこななければなりません。これは直接民主主義のひとつの標準的な形態ともいえるでしょう。住民運動が烈しくなると、社会秩序を混乱させるということで、権力側から住民運動の弾圧がおこなわれます。のみならず、社会一般からも、反権力活動の危険性にたいして、冷たい批判の目が注がれる傾向があります。しかし、住民運動を無視して、民主主義の健全な機能を維持することはできません。

ただし、市民には常に住民運動に奔走する時間的な余裕はありません。常時住民運動しなければ政治をコントロールできないというのは正常な政治とはいえません。議会、各種委員会などによって、民意を政治に反映する制度的な裏づけが必要です。住民運動にかわる、民意を表現・伝達するパイプも必要です。私達は、基地問題解決のための住民運動をとおして、どのようなパイプをつくることができたでしょうか。

この「個人演説会」では、住民団体のありかたについての議論はあまりありませんでしたが、諸団体の政策のことを考えないで「市民自らの政策」を論ずることはできないので、少し考えを述べます。

辺野古の座り込み運動のテントでは、政党や労働組合がポスターや旗を掲示することを禁止しています。これが住民運動の基本を貫くための必要条件だといいます。一方、県知事、市町村長の選挙では、いわゆる革新政党が連帯して運動をすすめてきました。

岩国では、愛宕山の座り込み運動に労働組合のポスターなどが掲示され、各政党の議員や候補者がスピーチをしています。瀬戸内ネットなど5団体のオスプレイ反対集会では、政党や労働組合ののぼりをたてないよう指示しますが、ステージでは政党代表が発言します。住民運動と政党、労働組合などの関係として、どれが正しいのでしょうか。

一般的にあって、運動発生の当初は幅広い住民運動があり、政党・労働組合は表に出ることを自粛する傾向がありますが、運動が長期化すると、住民運動に疲れが現れ、リーダー中心の運動になり、はじめのパワーを失ってきます。そこで団体は政党や労働組合に支援を求め、これによって運動は再び活性化するのですが、政党や組合が参加すると、一般住民はしりごみします。

団体の政策は、個人メンバーの意見とかならずしも一致してはいません。個人は団体の意思を尊重し、力のある指導者の意思が団体をリードします。しかし運動が長期化すると、指導者とメンバーの考え方がだんだん離れて行きます。

岩国地区にはいくつかの基地問題にかんする住民団体がありました。市長選挙の過程で姿を消した団体もありますが、現在は5つの団体が「愛宕山を守る会」を中心に

連合体を維持しています。どの団体も艦載機移駐に反対の政策をかかげ、オスプレイ陸揚げに際しては協議会を組織して抗議集会を開催しました。

各団体の政策がどのように違っているのかは、当事者にもわかりにくいようです。政治団体となった住民団体もあり、特定政党と緊密な関係をもつ団体もあり、団体と政党との関係が統一を妨げる要因のひとつのようでもあります。

愛宕山や大島、西部住民の会などのように、地域的な団体の場合、地域差も統一を妨げる要因となります。本来の運動より、団体を維持存続することのほうが大事になることもあります。

選挙のとき各団体が別々の候補者を擁立すると、自分の団体が支持する候補者を当選させるために、他の団体が支持する候補者を排除しなければならないという、譲れない状況も起こります。人間的な関係がもつれこむこともあります。

しかし運動の分裂は相手を喜ばせるだけです。連帯を妨げる要因がどこにあるかについての冷静な判断が必要です。

全国の基地問題に関する住民団体も、各地域がばらばらに運動するだけであるかぎり、国政のレベルでの成果を得ることはできません。沖縄、厚木、岩国の3地区の運動団体は、なかなかひとつのパワーになりません。まず基地周辺住民が全国的に連帯して、日本全国の基地のありかたを協議し、共通の政策を策定することが必要です。「全国爆音訴訟原告団」の連絡会議の統一見解も参考にしながら、しっかりした統一基地政策を作るべきです。

8. 日米安保条約

安保条約は、日本政府がその意志を通告すれば1年後に終了することができます。しかし「現在の状況下では、安保破棄を国

民が納得するだろうか」(平岡)との発言もあるように、現実には安保を必要とみなす政権が続いています。日本国民のかなりの部分も、安保条約の全面解消でなく、安保条約維持によって日本の安全を守るべきと考えている、といわれます。日米安保条約の破棄の日はまだ遠いかもしれません。

安保条約と基地公害については、津田さんの詳細な解説がありました。安保条約の各条項をチェックして、紛争は平和的に解決する「武力不行使」の原則がある、憲法解釈で「集団的自衛権」を可能にしようとしている、在日米軍への攻撃にたいして日本は義務が生ずる、事前協議は一度も実施されたことがない、などの疑問点をあげました。そして、アメリカは「安保で日本を守る確約はしていない」といい、日本の主権を確立して安保条約を「改定」すべきだと結論しました。在日米軍は、在韓米軍の後方支援部隊であって、日本を守るためじゃない、米軍が日本を守ると思いこまされているだけだ、とも言います。

「安保破棄」でなく「安保改定」を言う、アメリカへの軍事的従属は永久につづくだろう、という意見もあります。しかし安保破棄にこだわって、基地の現状を変えることをしないと、基地災害に悩んでいる住民の苦悩はさらに長期間続くことになります。

東アジアの国々との軍事的緊張、領土的緊張を、健全な外交によって解消する努力をすれば、アジアにおける日本の安全を守る見通しも明るくなります。日米同盟とは別に、日本の安全のためのアジア外交をすすめることによって、相対的に日米安保条約の必要性を減少する道も開かれてきます。安保条約の全面解消を目標としながら、安保の必要性を減少する方向での外交交渉によって、日本を軍事的緊張から解放し、在日米軍への依存を減少して基地災害をなく

していく政策を、これから求めるべきでしょう。

民主党政権はアジアとの友好関係を訴えました。政権にある間、アジア諸国との間で協議は行っていたのですが、その成果を見ることはできませんでした。政権内に親米派と親アジア派があり、前者が主導権を握ったために、東アジア安全保障条約論が後退してしまったのだといわれます。アメリカー日本ー中国の「二等辺三角形論」も出ました(平岡)。政党の間にも、親米派と親アジア派というふたつの流れがあるようですが、それは絶対に和解できない対立関係と考えないほうがよさそうです。

日本側が基地管理権をとりもどして、基地と米兵に規制をかければ、基地の無法状態を大幅に改善することができるとの見方もあります。夜間飛行制限は基地によって違いますが、統一基準を設定することにより、基地災害を減少させることもできます。安保条約や地位協定を改定する具体的な道筋を提案することも必要です。

アメリカは、日本を守ってくれるのではなく、逆に日本を危険にしています(藤村)。国民がアメリカ軍が必要かどうかの判断をしないままに「抑止力」論などで在日米軍の存在を受け入れようとしています(井原)。「在日米軍をすぐなくするわけにはいかないというのが国民の一般的認識」ともいわれますが、「艦載機が日本にいないとことへの国民的な合意はできていない」。米軍が日本に駐留することは議論せず、駐留米兵の素行がおかしく、米兵犯罪がなくなることを議論するだけでよいのでしょうか(平岡)。かりに在日米兵が優等生ばかりになることがあっても、問題は解決しません。在日米軍は日本の「主権」にかかわる根本的な問題なのです。

9. 米軍基地と日米地位協定

井原さんは「沖縄にあれだけの基地があるという現実をみただけでも、本当にあれだけの基地が必要なのか、と率直に思う。外国の基地が日本にあるということは、日本の何千年の歴史のなかでこの何十年だけだ。我々の時代だけが異質だったということになる。今が当たり前じゃないのだ、ということを考えなければいけない」といいます。

基地災害をなくするために可能なかぎりの措置を講じなければなりません。「思いやり予算」という特別恩恵を削減することも必要です。しかし基地が存在する限り災害はなくなるから、最終的には基地廃止の実施政策を策定すべきであります。米軍基地を一気に廃止することには、アメリカにも日本国内にも抵抗があると考えられますから、基地災害で苦しんでいる地域から順に基地を廃止し、あるいは軍用機と米兵の数を削減し、最終的に全廃する道筋を示すのが現実的でしょう。

夜間飛行は、厚木、普天間では 22:00 以後を制限し、小松の自衛隊機は 21:30 が飛行終了時刻ですが、岩国は 23:00 以後の飛行を岩国市に事前通知するだけです。夜間飛行の制限を基地間で統一すべきです。しかしそれで騒音災害がなくなるわけではありません。NLP を岩国外で行っても、訓練を終えて岩国に帰るのは夜間になります。岩国以外に訓練場はないから、NLP は結局岩国で実施することになると予想されています（津田）。

爆音裁判では、「飛行差し止め」と「将来の騒音被害の賠償」も要求しますが、これまではいずれも却下されました。普天間判決も、米軍の管理運営は制限できませんでした（津田）。しかし、「爆音の違法性」は認めました。これは「国が改善する義務を認めた」判決です。国の損害賠償の根拠

も「爆音の違法性を認めた」判決に基づくのですが、国は過去の損害賠償をするだけで、違法状態の改善の必要は認めません。違法状態にたいする責任は日本政府にあるのですから、もっとこの論議をする必要があります（井原）。

東京のビル街の飛行訓練は問題だが、ブラウンルートの飛行訓練は説明つく、と考えられています。また厚木から岩国への艦載機移駐をきめたのは「厚木の 600 万人の被害より、岩国の 60 万人の被害のほうが問題が少ない」との防衛省側の考えを聞かされたことがある（平岡）とのことです。もちろん、基地公害の許容限界は「被害者が多いか、少ないか」という、単純な多数決で決められるものではありません。

「日米安保」破棄を主張する立場の人は「基地縮小」の政策を受け入れない傾向があります。しかし沖縄県は「基地縮小」を訴えています。普天間を閉鎖返還する、辺野古へ移転しない、嘉手納以南を返還するなどは、現実的な沖縄基地の縮小です。これと同じように、厚木基地の艦載機 59 機をアメリカへ返還することにすれば、それも厚木と岩国の「基地縮小」であります。

甚大な基地被害を被っている地域の住民は、まず現在の基地災害の原因である米軍基地を縮小することを切望します。出来るところから基地を縮小する努力をすべきです。

第二次大戦後のドイツには、米、英、仏、ソ 4 国の基地がありました。1989 年に東西の壁がなくなると、ソ連の基地は全面撤退し、39 あった米軍飛行場も、1971 年から 2007 年までの 36 年間に 28 が廃止されました。基地縮小というより、シュパンゲダーレム基地など少数基地に集中された、ともいわれますが、近年のシュパンゲダーレムでは、2010 年から F16 部隊がミネソタ州へ引き上げられ、米兵住宅 271 戸の建設は

中止、第 22, 23 戦闘機大隊も解体、2013 年には第 81 戦闘機部隊が解体され、18A サンダーボルト 2 の戦闘爆撃機もアメリカへ撤収されました。今年の年末までに職員が撤退し、部隊 500 人も解体される予定、とのこと（インターネット）。ドイツの米軍基地は着々と縮小されているのに、日本の米軍基地は日本国内をあちこち移転するだけで、国外撤退はきわめて困難です。なぜこの違いがでてくるのでしょうか。

基地公害としては、航空機騒音、航空機墜落、登載物落下、航空機排気ガス、燃料の空中投捨、廃燃料の野外燃焼などがあげられます（津田）。オスプレイがもたらす最大の災害は墜落事故です。これらの事故の可能性を予想する住民の「不安」も、重大な基地公害です。「不安」という災害は、墜落事故の恐怖を体験した人でないとわかりにくいかもしれません。

NLP（夜間離着陸訓練）はいけない、といわれますが、FCLP（離着陸訓練）の災害は、昼間でも決して許せるようなものではありません。岩国で実施される可能性があるといわれていますが（津田）、FCLP 公害がどんなものか、認識を深める必要があるでしょう。

参考 午前 9 時 10 分に開始したこの日の訓練は、非常に騒音が大きい戦闘攻撃機 F A 18 スーパーホーネットが、滑走路を空母の飛行甲板に見立て、着陸直後に離陸する「タッチ・アンド・ゴー」を数十秒から数分の間隔で繰り返した。午後 9 時 59 分まで続き、大和市内では一時、乗用車の警笛に例えられる 110 デシベルを大きく超える 115.9 デシベルを計測した。（インターネット）

その他に、性暴力、傷害暴力、交通事故、窃盗など、米兵および米軍属のおかす犯罪も、忘れてはならない基地公害です。これらの犯罪の多くは、これまで正当な処罰を

うけないで闇に葬られました。日本に居住して犯した犯罪であるからには、日本人と同じ処罰を受けるべきですが、日米地位協定によって処罰を免れた犯罪が多いのです。

爆音訴訟では被害賠償のみ認められ、「飛行差し止め」「将来の騒音被害賠償」は却下されました。しかし大阪空港訴訟では、高裁判決で「飛行差し止めと将来の被害賠償」が認められたといえます。（最高裁では却下）。普天間判決は騒音の違法状態を認めました。違法判決にたいしては「違法の飛行を禁止する判決」が必要です（津田）。

これらの基地公害にたいして、米軍を制限できる条約ないし法令をつくる、海上基地方式とする、市街地・居住地域・公園地域の飛行を禁止する、などの具体的対策も提案されました（津田）。

オスプレイは国民の生命にかかわるものだから、国内法規を整備すると共に、地位協定も見直すことによって、日本政府もアメリカにモノが言えるようにすべきです（平岡）。地位協定に規定のないことは、国内法で規制できる（井原）ともいわれましたが、アメリカが言ったらことわれない、という日本政府の体質もなくなりません（津田）。

国内法規で米軍を規制できるだろうか、という不安もありますが、もともと何の規制もなかったのを、飛行規定や環境管理基準などを作成して、米軍も含めて規制するようにしたのです（朝井）。

現在の日本の米軍基地は、米軍にとっては天国であり、これほど米軍が厚遇されている国は他にありません。米軍基地にさまざまな規制をかけることによって、天国を現実のレベルにひきおろし、アメリカ側に日本駐留がそれほど有利ではないことを理解させるのも有効です。政府は「日本人の生活環境を守る」という観点から、基地の環境条件を厳しくすべきです。

10. 原子力発電所

原発については、南部さんから専門家としての詳細な解説がありました。

原発事故の問題点

大地震予測が不足だった。緊急時対策に間違い（ジーゼル発電機を地下においた）。廃炉をおそれて海水を使わなかった。技術の伝承が足りない。

事故対策の問題点

防潮堤（10m）ではすまない。原子力規制委員会へ依存しすぎ。活断層に疑問が残る。

廃炉に必要な時間

廃炉には 50 年かかる。

企業体質の問題

目前の業績主義だけだ。人をモノとみなす。企業倫理がない。

新エネルギーの開発によって、原発は廃止すべきだ。エネルギーの地産地消を考えるべきだ。

原発自体の問題点

使用済み核燃料 14,000 トン、放射性物質をどこに保管するのか。

技術的にも、企業体質からみても、完全に事故防止することは不可能だ、廃炉には費用と時間がかかるが、それでも廃止するしかない、原発の再稼働に使う一兆円を、自然エネルギー開発に使うべきだ、などの結論が示されました（南部）。

小原さんは、まず考えなければならないのは「ひとの命は地球より重い」という原則だと言います。現在、福島第一原発の汚染水が外海に流れ出ているおそれがあるといわれ、安全性について安倍総理と東京電力の間に見解の相違がでています。五輪誘致のために安倍首相が言いきった「原発は制御できている（under control）」との証言には、まだ何の裏づけもありません。韓国は福島など 8 県の水産物の輸入を禁止しました（朝日 Digital. 2013.9.9）。

「国が音頭を取って、全世界に汚染水処理技術の開発をよびかけるべき時がきている」（南部）。いま技術者に求められているのは、汚染水処理技術を開発して、災害拡大を防止するとともに、福島原発の汚染を完全に除去して、住民がもとの町に戻られるように原状復帰する技術を開発することです。国と東電はその技術開発に全力を傾けるべきです。福島県民が自宅に戻れるまでは、原発再開や、新原発の建設を議論してはいけません。チェルノブイリでは、事故以後 27 年経過し、いま原子炉を巨大なシェルターで包む作業中で、やっとこれから廃炉にするのだといいます（朝日 2013.8.22）。ドイツ国民は、廃炉方針をつらぬいているメルケル政権を再び支持しました。日本も全原発の早期廃炉の技術開発に取り組む時がきています。廃炉には膨大な費用と時間がかかるので、立教大学も原子炉の扱いに苦勞しているようです。全国の原発を廃炉する費用を算定し、そのための財源を用意することも必要です。

日本は現在、二度目の「原発ゼロ」状態に入りました。どうすればこの状態を維持することができるか、現実的な課題として検討すべきであります。▶▶

11. 学校教育・成人教育

戦前・戦中に国民が戦争に協力したのは、教育が誤っていたからです。次の時代の政治を正しく基礎づけるのに役立つ教育制度の確立が緊急の課題です。これが教育にかんする討論の到達点でした。

しかし教育の成果は 10 年、20 年後でなければ現れません。現代の日本が直面している課題を解決するためには、学校教育だけでなく、成人教育も重要です。

戦前は軍国主義教育によって、子供たちが洗脳されました（藤村）。現在は国と企業の先導によって、金を第一とする価値観で

洗脳されています。企業体の中では、企業の収益増加を目的に働く精神が育てられています（河井）。学校教育もすでに、その路線に切り替えられたかもしれません。

子供が自分で考える能力を育てる教育が必要であるが、現在の教育は基礎知識を覚えこむ教育になっていることが問題です。人格教育の面では自主性よりも環境に従順な子供に育てる方向にすすんでいます（平岡）。卒業式でみる子供はみない子だけです（田村）。点数主義も同じ方向の教育です。こういう教育になったのには政治も関わっており、政治家にも責任があります（平岡）。

政治が推進する教育と、現場の教師が進める教育との間が、大きく離れてしまいました。政治も現場の教師も、教育の正しい在り方がわからなくなっているように見えます（河井）。戦争を美化する特殊な歴史教科書が岩国の中学校の教科書に使われています（井原）。経済力と権力を握る者が教育内容、学習指導要領の内容をきめている現実にもメスをいれなければなりません。「何が本当に正しいことか」を判断できる人間を育成しなくては、という意見には全員の賛同がありました。

今の大人や老人に期待してもむりだ。若者に日本がやってきたことを教えて考えさせるべきだ、という意見がありました（岡田）、大人がダメだから子供の教育に力を入れるというのではよくないとの批判もありました（河井）。現在の平和教育では基地問題の教育がおこなわれていません（朝井）。政治教育が大切という意見もありますが、教育委員会は政治教育を「偏向教育」として規制しているのです。

12. 外交

「憲法前文の精神を活かせる政府ができれば、日本の『主権』を保つことができる。米軍機の騒音問題や基地問題は解決する」

（津田）。日本の『主権』とは何か。

「日本国憲法」前文には「いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならない・・・この法則に従ふことは、自国の「主権」を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務である」とあります。各国がそれぞれ「主権」を維持するのが国家の基本だということです。しかし「日米関係において、日本の主権はふみにじられている」、「諸悪の根源は主権を主張できない日本政府にある」（津田）とも言われました。「日本の主権が踏みにじられている」のは、アメリカの責任か、それとも日本の責任か。

尖閣諸島問題で、日本の安全を守るために日米同盟が重要だという議論があります。領海問題はほんらい外交問題ですが、いきなり軍事的防衛に結びつけるのは、外交能力の弱い日本の特性です。軍事力を強化したいために、尖閣諸島問題を激しく論じているのではないかとさえ思えます。

アジア諸国との領土問題は、まず外交に訴えなければなりません。中国、韓国、北朝鮮などの東アジア諸国と、相互に安全を守りあう交渉が行われなければなりません。外交のない軍備強化論は盲目的な安全保障論です。日本の政治家は外交に弱く、国際緊張が生ずると、直接相手国との協議をぬきにして、武力で相手国を威圧するアメリカの手法にならおうとする傾向があります（河井）。アメリカは、シリアへの武力介入を言い始めましたが、まだ中国に武力で威圧を加えるには至っていません。政府はアメリカの軍事力に依存するのをやめて、日中外交によって解決を求めるべきです。現在までのところ、その努力はほとんどなされていません。「中国とどのように付きあっていくかが大切だが、そういう視点が欠落している」（井原）。韓国との間に竹島問題もありますが、尖閣諸島の問題でまず平和

交渉の方向づけができれば、竹島問題にも光がみえてくるでしょう。北朝鮮の核兵器問題についての6カ国会議には、なかなか成果が出ないともいわれますが、会議を継続する努力によって、戦争を避けるための高レベルの「外交」が行われ、これまでのところまだ戦争にいたっていないこと自体が外交の大きな成果です。

西ドイツ首相ブランドが、アウシュヴィッツでのナチス犯罪を詫びて、犠牲者の墓地で膝まづき祈ったことにより、ポーランド国民の対ドイツ感情が大きく変わり、彼はノーベル平和賞を受けました。「すみませんでした」と謝ってノーベル賞をもらった人は他にないでしょう。ドイツとフランスが数百年の敵対関係をのりこえて和解したのも、ドイツの「謝罪」のおかげといわれています（朝日 2013.8.22）。ここに「外交」の原点があるのではないのでしょうか。

「日本国憲法」は「国際紛争」を解決する手段としての戦争は「永久に放棄する」ことを定めました。戦争を永久に放棄するためには外交力が必要ですが、紛争相手の国との外交交渉を敬遠する政治家が多いようです。大国アメリカの軍事力にぶら下がる外交のほうが、楽なのでしょう。

政権交代直後、鳩山元首相は、アジアとの外交の意義を強調しましたが、彼には国内政治でのリーダーシップを維持する力がなく、アメリカの威圧に屈服し、最後は政権を放棄する結果となりました。アメリカと中国の間で二等辺三角形の外交関係を作ろうとしたが、日米同盟派グループに主導権をとられた（平岡）ともいわれます。寄り合い所帯民主党の悲哀か、外交力を持たない政権の悲哀か。しかしまだ議論は終わっていません。

尖閣諸島で越境の中国漁民を逮捕し、スパイ容疑で日本人が逮捕されたら、すぐ漁民を釈放したのは、経済界が政府に泣きつ

いたのではないかといわれましたが（津田）、トップ・シークレットでわからなかった（平岡）とのことです。これも陰の外交交渉の「成果」といえるのでしょうか。シリアの化学兵器にたいして、オバマ大統領が軍事介入で威嚇すると、ロシア政府は化学兵器の国際管理を提案してオバマを牽制し、シリアも同意の方向のようです。日本の外交とくらべてみると、ロシアの外交力の方が格段に強いことがわかります。

日本の経済界は、アメリカとの摩擦を恐れる傾向があります（朝井）。ドイツはEUによって経済力が強化し、アメリカに依存しなくてもよくなり、対等の交渉ができるのでしょうか（河井）。日本経済は中国との関係が深まったが、日本の経済界には、中国との経済冷え込みはそれほどおそれず、日米摩擦で経済が冷えこむのをおそれるという体質がある（平岡）ともいわれます。

13. 政治家

日本の政治家は党利党略のみで、わけのわからない離合集散をくりかえしています。そういう政治家を選んだ国民の側にも問題があります（稲生）。正論を主張する政治家は選挙では支持されず、政策は言わず、個人的つながりに訴える政治家が支持される傾向もあります（河井）。政治の流れを変えるチャンスは政治家にもありました。アメリカから自立して二等辺三角形にしてやることができました。しかし日本の政治が三流でやれませんでした（井原すがこ）。

正しい政治家とはどういう人でしょうか。正しい政治家を誰が育てるのでしょうか。正しい政治家が当選するにはどうしたらいいのでしょうか。

政治家が悪いから政治がよくならないと、政治家の行動や発言を罵倒する人がいますが、彼らに正しい行動をさせるために働きかけることも必要です。残念ながら

ら、一番影響力があるのは、カネを出して政治家を動かせようとする市民です。

正しい政治家が当選するためには、国民が賢くならねばいけません（藤村）。しかし国民が賢くなるにはどうしたらいいのか。それも容易なことではありません（河井）。

次の世代をしっかりと教育して彼らが正しい政治家になり、また正しい政治家に票をいれる、そういう社会にするという課題があります。しかし正しい政治家が活動するのは10年、20年先のことである。それまで日本の政治はよくなるのでしょうか。

「理念と政策を同じくするものが相集い、自ら政治集団、政党をつくり、その中から自前の政治家を育成して、その人を通じて政策を実現していくという新しい政治」が必要です（井原）。中身はさまざまですが、各政治家が政経塾を開いて、後継者を育てる活動をしています。そのなかには、政治の理念の教育よりも、自分の政治勢力を強化するための活動をする政治塾も少なくありません。政権交代のとき、多くの若

手政治家が政治の世界にとびこみましたが、私たちが期待できる人材がどれくらいいたのでしょうか。何を軸にして政治家を育成すればいいのでしょうか。

政治家には「倫理観の欠如と言わざるを得ない」、「人間としての倫理観を持っている人間でなければ政治家になってはいけない」（南部）、「民意への対応力とか、新しい政策を企画立案する能力と覚悟が必要」である、などと言われました（稲生）。

正しい政策をかかげる人が支持される社会であれば、世のなかはもっと早くよくなっていたでしょう。国民にはもっと政策を理解し、評価する能力が求められます。「白河の清きに魚も住みかねてもとの濁りの田沼恋しき」と揶揄されたこの人の世を、正論を説く政治家が活躍できる社会に変えるにはどうしたらいいのでしょうか。政治家が先か、国民が先か。これらの問いにたいする答えを含む「市民自らの政策」を、これからみんなで考え出さねばなりません。

参考文献

- 石野径一郎：ひめゆりの塔. 東京：旺文社, 1972.
- 岩国は負けない：米軍再編と地方自治 / 「週刊金曜日」編. 東京：株式会社金曜日, 2008,1
- 河井弘志：ドイツは米軍基地を縮小している. 『静かな空』No.13. 2008.8.13.
- 井原勝介：平和で平穏な生活を守るために、今こそ、政治の変革を：「艦載機問題について」講演記録. 周防大島：大島の静かな空を守る会, 2009.
- 朝井志歩：基地騒音：厚木基地騒音問題の解決作と環境的公正. 東京：法制大学出版局, 2009.8.（現代社会研究叢書；3）
- 山田陽：熟議民主主義と「公共圏」. 2009. <http://www.kiss.c.u-tokyo.ac.jp/docs/kss/vol1904yamada.pdf>. 2013.
- 本田博利：基地イワクニの行政法問題. 東京：成文堂, 2012.8.（愛媛大学法学会叢書；15）
- 前泊博盛：本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」. 東京：創元社, 2013.3.（戦後再発見叢書；2）
- 井原勝介共著：終わらない占領：対米自立と日米安保見直しを提言する！ / 孫崎享, 木村朗編. 東京：法律文化社, 2013.6.
- 朝井志歩共著：公共圏と熟議民主主義：現代社会の問題解決 / 船橋晴俊, 寿福真美編著. 東京：法政大学出版局, 2013.8.
- 藤村英子：戦前戦後の教育に思う. 広島：藤村寛, 2013.9.
- http://de.wikipedia.org/wiki/Ausl%C3%A4ndische_Milit%C3%A4rbasen_in_Deutschland 2013 他
インターネット “Spandahlem Air Base Wikipedia” 2013

政策試案

この「中間総括」は、全 13 節に区分されていますので、各節に関係する「政策試案」を考えてみました。「市民自らの政策を持とう！」会が独自の政策をまとめるときに、参考になるかもしれませんので、節ごとに「政策試案」をあげてみます。

3. 市民からの政策づくりへの道

○国や自治体の政策とは別に、市民自らが、実現手順を明記した政策を策定する。

4. 戦争体験と戦争法機

○憲法第9条を守り「戦争放棄」によって日本の安全を守る具体的構想をまとめる。

5. 民主主義について

民意 ○岩国基地周辺住民の「変わらない民意」と「変わった民意」を調査する。

選挙 ○選挙の都度、市民の政策をまとめ、候補者に提示する。

直接民主主義 ○国および地方のレベルで、首長と市民が直接話し合う場をつくる。

国民投票・住民投票 ○国民投票は3年間の準備期間をとり、あらゆる方法で国民の間で自由に討議する方式を作成する。地方自治体の住民投票も、これに準じて制度化する。

熟議民主主義とは何か？

6. 地方自治

○国及び地方の補助金が地方自治を侵害することのないような補助金制度を確立する。

7 住民運動

○岩国基地周辺の住民団体の常設協議機関を設置する。

○全国の基地周辺の住民団体の常設協議機関を設置し、統一基地政策を策定する。

○前項の常設協議機関の代表が、外務省・防衛省と定期的に協議する。

8 日米安保条約

○安保条約廃棄の具体的計画と日程表を作る。

9. 米軍基地

○厚木基地の艦載機 59 機をアメリカへ返還する計画を策定する。

○普天間飛行場を閉鎖返還する計画を策定する。

○在日米軍基地を縮小する具体的計画を策定する。

○日本が米軍機・米兵を規制できる地位協定に改定する。

○「思いやり予算」を廃止する。

○米兵および米軍属の犯罪を日本人の犯罪と同じ基準で処罰する法・条約を制定する。

10 原子力発電所

○福島放射能汚染の完全除去の方法の開発のための研究を推進する。(特別予算)

○原発以外の方法による発電技術の研究を推進・奨励する。

○家庭で利用できる低価格の太陽光自家発電機と蓄電池を開発する。

○公共機関と企業に屋上での太陽光発電を義務づける。

○愛宕山の国有地に自然エネルギー発電施設を設置する。

11. 学校教育・成人教育

○戦争を美化する歴史教科書の使用を停止する。

○学校教育、成人教育（公民館、図書館など）で基地問題の平和教育を行う。

12. 外交

- 終戦 50 年の「村山談話」の意義を確認する。
- 中国、南北朝鮮、その他のアジア諸国と個別に平和外交会議を積極的に行う。
- 東アジア共同体の計画をおこす。
- ドイツの米軍基地縮小の実態をあきらかにする。
- アメリカと米軍基地縮小の協議を開始する。
- 尖閣諸島、竹島の領土・領海問題について、日本政府と関係国政府が継続的に協議を行う。

13. 政治家

- 政治家の理念を確立し、政治家のための教科書を作成する。
- 地方における政治家の発掘・育成を推進する。

発言者一覧（50音順）

朝井志歩	松山市道後	大川 清	岩国市岩国	田村順玄	岩国市牛野谷
稲生 径	岩国市岩国	岡田久男	岩国市本郷	津田利明	岩国市桂町
井原勝介	岩国市今津	河井弘志	周防大島町日前	南部博彦	岩国市平田
井原すがこ	岩国市今津	小原 勇	周防大島町久賀	平岡秀夫	岩国市楠木町
岩田政弘	岩国市由宇町	重岡邦昭	岩国市由宇町	藤村英子	周防大島町下田